

第 3 回

宇都宮地域合併協議会

日 時： 平成 1 8 年 9 月 1 日（金） 午前 1 0 時～

場 所： 宇都宮市役所 1 4 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- | | | |
|-------------|----------------|---------|
| (1) 報告第 6 号 | 各種事務事業の取扱いについて | ・・・ P 1 |
| (2) 報告第 7 号 | 地域自治制度（素案）について | ・・・ P 2 |

5 審議事項

- | | | |
|---------------|-------------------------|----------|
| (1) 議案第 30 号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて | ・・・ P 3 |
| (2) 議案第 31 号 | 地方税の取扱いについて | ・・・ P 4 |
| (3) 議案第 32 号 | 町名・字名の取扱いについて | ・・・ P 5 |
| (4) 議案第 33 号 | 交通関係事業の取扱いについて | ・・・ P 6 |
| (5) 議案第 34 号 | 消防団関係事業の取扱いについて | ・・・ P 7 |
| (6) 議案第 35 号 | 社会福祉・援護関係事業の取扱いについて | ・・・ P 8 |
| (7) 議案第 36 号 | 高齢者福祉関係事業の取扱いについて | ・・・ P 9 |
| (8) 議案第 37 号 | 障害者福祉関係事業の取扱いについて | ・・・ P 10 |
| (9) 議案第 38 号 | 児童福祉関係事業の取扱いについて | ・・・ P 11 |
| (10) 議案第 39 号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて | ・・・ P 12 |
| (11) 議案第 40 号 | 商業・観光・工業関係事業の取扱いについて | ・・・ P 13 |
| (12) 議案第 41 号 | 農林水産関係事業の取扱いについて | ・・・ P 14 |
| (13) 議案第 42 号 | 建設関係事業の取扱いについて | ・・・ P 15 |
| (14) 議案第 43 号 | 都市計画関係事業の取扱いについて | ・・・ P 16 |
| (15) 議案第 44 号 | 水道関係事業の取扱いについて | ・・・ P 17 |
| (16) 議案第 45 号 | 下水道関係事業の取扱いについて | ・・・ P 18 |

6 そ の 他

7 閉 会

報告第 6 号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち，次の専門部会が所管する事務事業について，次のとおり調整したので報告する。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

- 1 産業部会所管事務事業
- 2 上下水道部会所管事務事業（下水道関係）
- 3 議会部会所管事務事業

〔資料 1 のとおり〕

報告第 7 号

地域自治制度（素案）について

地域自治制度（素案）について，次のとおり報告する。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

地域自治制度（素案） 〔資料 2 - 1 ， 2 - 2 ， 2 - 3 のとおり〕

議案第 3 0 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。
- 2 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を 5 0 人とする。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区 4 5 人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区 1 人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区 4 人とする。

〔議案第 3 0 号～第 4 5 号は資料 3 を参照〕

議案第 3 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

ただし、事業所税については、上河内町及び河内町の区域は、平成 1 9 年度は資産割及び従業者割とも課税免除、平成 2 0 年度から平成 2 3 年度までは資産割は 1 / 2 課税、従業者割は全額課税とし、平成 2 4 年度から全額課税とする。

また、都市計画税については、上河内町の区域は、平成 1 9 年度から平成 2 1 年度までは課税免除とし、平成 2 2 年度から宇都宮市の制度に統一する。

議案第 3 2 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は、従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画する。

ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

議案第 33 号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 市・町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。
- 3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。

議案第 3 4 号

消防団関係事業の取扱いについて

消防団関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

- 1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。
- 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。
- 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

議案第 35 号

社会福祉・援護関係事業の取扱いについて

社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度
を基準に調整する。
- 2 社会福祉協議会補助金については、新市に移行後 3 年を目途に調整する。
- 3 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が
栃木県から引き継ぐ。
- 4 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮
市社会福祉協議会の事業として実施する。

議案第 36 号

高齢者福祉関係事業の取扱いについて

高齢者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
- 3 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

議案第 37 号

障害者福祉関係事業の取扱いについて

障害者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3 年を目途に調整する。

議案第 38 号

児童福祉関係事業の取扱いについて

児童福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 5 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後 2 年を目途に調整する。
- 6 河内町で実施している運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止する。
- 7 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。

議案第 39 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- 2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内町及び河内町はそれぞれ 6 人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40 人とする。
- 4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に 3 選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区、合計で 5 選挙区を設ける。
また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

議案第 4 0 号

商業・観光・工業関係事業の取扱いについて

商業・観光・工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- 3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。
- 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。
- 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- 6 上河内町の地域交流館の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、指定管理者制度への移行が妥当と判断した場合には、当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から、非公募とすることも含め検討する。

議案第 4 1 号

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。
- 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 農業公社については、合併時に統合できるよう調整する。
- 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。
ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成 2 7 年度まで）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取り決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。
- 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

議案第 4 2 号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 道路・橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施する。また、道路・橋りょう等の整備計画については、段階的に調整する。
- 2 道路・橋りょう等の維持管理・修繕のうち、緊急、応急的な修繕のあり方等については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 道路用地（幅員 7 メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。
- 4 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。
- 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

議案第 4 3 号

都市計画関係事業の取扱いについて

都市計画関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。
- 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。
- 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

議案第 4 4 号

水道関係事業の取扱いについて

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。
- 3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整する。
- 4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。

議案第 4 5 号

下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整する。
- 6 下水道受益者負担金・分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。
ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行どおりとする。